

第
4694
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 3月25日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成24年4月～6月裁決事例

Q：国税不服審判所から平成24年4月から6月分の裁決事例が公表されたそうですが、どんなものがあったのですか？

A：24事例が公表されています。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成24年4月～6月分の裁決事例が24事例、公表されました。

主なものには、次のようなものがあります。

【国税通則法関係】

単発的で少数の売上傳票の欠落があることのみでは、売上除外があったとまではいえず、偽りその他不正の行為に当たらないとして重加算税の賦課決定が取り消された事例

【所得税関係】

競馬の勝馬投票券の的中によって得た払戻金に係る所得は、一時所得に該当し、営利を目的とする継続的行為から生じた所得には該当しないとした事例

【法人税関係】

更正通知書に付記した理由は、どのような根拠を基に判断したのかについて資料の摘示がなく、その判断過程も記載されていないことから、更正処分は違法だとした事例

【相続税法関係】

被相続人の配偶者である請求人が、自分名義の財産が存在し、それが相続財産であることを熟知しながら申告しなかったことは、配偶者に対する相続税額の軽減に規定する隠ぺい仮装行為に該当しないとした事例

